

シルバーローン

平成28年10月1日現在

商 品 名	シルバーローン
ご利用いただける方	以下のすべてを満たす方がご利用いただけます。 (1)満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方。 (2)公的年金を受給者の中で、当金庫で年金を受給中の方、または当金庫に年金受取口座を指定する手続きをした方。 (3)年金担保による借入がない方。 (4)(一社)しんきん保証基金の保証が得られる方。
お 使 い み ち	リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当する方 (1)申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 (2)基金保証付個人ローンの借換資金および借換に伴う手数料
ご 融 資 金 額	100万円以内 ※しんきん保証基金の保証付既往残高を含みます。
ご 利 用 期 間	3ヵ月以上10年以内となります。
ご 融 資 利 率	固定金利…契約時の当金庫所定の利率となります。
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より隔月(偶数月15日)元金均等または元利均等割賦償還とします。
保 証 人 ・ 担 保	(一社)しんきん保証基金が保証しますので保証人・担保は不要です。
手 数 料 ・ 保 証 料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 (2)保証料はご融資金利に含まれます。
必 要 書 類	(1)本人確認書類 (2)公的所得証明書、源泉徴収票、税務署・市町村の収受印のある確定申告書、年金裁定通知書のいずれかの写し (3)注文書または見積書(お使いみちが確認できる書類) (4)ご通帳・ご印鑑 (5)その他当金庫が必要とする書類

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	(1)お申し込みには事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。